

## 第 32 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 4 月 19 日（月）10：00～10：20
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部部長、島上雇用経済部部長、小見山観光局長、水野県土整備部部長、真弓県土整備部理事、田中デジタル社会推進局長、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、松野警察本部警備第二課危機管理室長、高野四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局

### 4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 32 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・今回の会議は、県内の重症患者の急増等による医療体制への影響や近隣県における感染状況の悪化等を受け、第 3 波の教訓も踏まえて、三重県指針 ver. 10 を緊急的に強化し、県民、事業者の皆様への協力要請や県の実施する対策について、三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言として発出することを決定するため、開催する。

### 事項 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1、新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について感染症対策部から説明をお願いします。

（渡邊感染症対策課長）資料 1 に沿って説明

- ・スライド 2、県内の新規感染者数は、3 月下旬以降、増加傾向が続いており、4 月 18 日時点の総数は 3,174 件となっている。
- ・スライド 3、人口 10 万人当たり患者数（直近 1 週間）は、4 月 18 日時点で 10.22 人となっている。

- ・スライド4、医療圏別患者発生状況は、北勢と南勢志摩の両圏域で、増加傾向になっている。
- ・スライド5、年齢別発生状況は、40代以上が増加傾向で、全体約5割を占める状況となっている。
- ・スライド6、感染経路等に関する状況は、感染経路の不明率が25%前後で推移している。
- ・スライド7、感染経路の詳細は、3月20日から4月9日までの3週にわたり県外由来が20%を超える状況であったが、直近週においては、クラスターの影響により、県外由来が14%となっている。
- ・スライド8、同じく感染経路の詳細は、クラスターの影響で家族と職場の割合が増えている。
- ・スライド9、PCR検査は、直近週で3,789件検査を行い、陽性率は3.8%で、先週から横ばいとなっている。
- ・スライド10、変異株陽性者発生状況は、3月下旬以降、急増しており、4月18日時点判明分で総数201件となっている。
- ・スライド11、クラスターの発生状況は、4月に8件発生しており、事業所4件、友人・家族・親族関係2件、その他となっている。
- ・スライド12、入院等の状況は、入院患者数が3月下旬以降に増加傾向となっており、4月18日時点で、病床占有率は52.3%（205床／392床）、重症者用の病床占有率は22.6%（12床／53床）となっている。軽症及び中等症を含めて、総数が増えており、対応する医療スタッフの人的資源の確保が課題となっている。また、重症病床の入院調整が厳しい状況である。
- ・スライド13、県モニタリング指標及び政府指標の状況は、病床占有率が52.3%で、政府指標のステージⅣの指標を超えており、重症者用の病床占有率が22.6%で、政府指標のステージⅢの指標を超えている状況である。

（日沖危機管理統括監）

- ・この説明について、質問等はあるか。
- （質疑なし）

## 事項2 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項2、三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言について、総合対策部から説明をお願いする。

（小西危機管理特命監）資料2に沿って説明

- ・県内の感染者数は、4月以降も高い水準で推移しており、特に、重症者数が急増し、重症者用病床占有率は20%を超える状況となっている。
- ・重症化は、感染された方の命に直結し、これ以上重症者が出た場合、通常の医療にも影響が及びかねず、県民の皆様への命にかかわる危機的な状況となる。
- ・また、感染力が強く、重症化しやすいと指摘されている変異株が、急速に従来株と置き換わりつつあり、最大限の警戒が必要である。
- ・併せて、年末年始の移動による感染を抑えきれなかったため、第3波の長期化を招いたことも教訓とする必要がある。
- ・さらに、県外では、名古屋市がまん延防止等重点措置の対象区域となるなど、近隣県においても、感染状況の悪化がみられる状況である。
- ・こうした状況を受けて、県民の皆様への命を守り、必要な方が医療を受けられる体制を確保できるよう、三重県指針 Ver. 10 を緊急的に強化し、三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言を発出することとしたい。
- ・特にお願いしたい感染防止対策について、主な内容を説明させていただく。
- ・まず、「(1) 県民の皆様へ」の「①移動の自粛」について、県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けていただくよう、特措法に基づき協力を要請する。
- ・県外への通勤についても、在宅勤務など、往来の機会の低減をお願いしたい。
- ・また、県外へ帰省される場合は、感染が特に拡大している地域（まん延防止等重点措置対象区域、飲食店等への営業時短縮要請がなされているエリア）への帰省は避けていただき、それ以外の地域へ帰省される場合も、感染防止対策を徹底し、体調が悪い場合は移動を避けていただきたい。不特定多数の人が集まる場に行くことは、慎重に検討いただきたい。
- ・「②感染防止対策の徹底」について、飲食は少人数・短時間とし、2次会は避けていただくよう、特措法に基づき協力を要請する。
- ・体調に異変を感じた場合は、外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でもマスクを着用するなど対策をお願いする。
- ・「(2) 県外の皆様へ」について、生活の維持に必要な場合を除き、三重県への移動を避けていただくようお願いする。
- ・感染が特に拡大している地域からの帰省については避けていただき、それ以外の地域から帰省される場合は、感染防止対策を徹底し、体調が悪い場合は、移動を避けていただくようお願いする。
- ・「(3) 事業者の皆様へ」について、食事や休憩などの「居場所の切り替わり」の場面や、寮における共同生活の場面など、従業員に対し、感染防止対策についての周知・徹底、併せて、従業員の健康管理や感染防止の徹底について、特措法に基づき協力を要請する。

- ・また、飲食店においては、感染拡大予防ガイドラインを遵守していただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」など、対策を徹底していただくよう、特措法に基づき協力を要請する。
- ・カラオケ等の歌唱を伴う飲食店等について、利用者の連絡先の把握をお願いする。
- ・飲食店やイベントにおいて、利用者の連絡先の把握や「安心みえる LINE」の活用促進をお願いする。
- ・外国人生徒のいる教育機関、外国人を雇用している事業者の皆様におかれては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について、外国人の方への丁寧な周知していただくよう、特措法に基づき協力を要請する。
- ・感染が特に拡大している地域への出張等については、オンライン会議等の活用をお願いする。
- ・ローテーション勤務等に加えて、テレワークの推進により、出勤者の5割削減への取組をお願いする。
- ・イベントを主催される方は、参加人数の制限など、開催基準を遵守し、感染防止対策の徹底していただくようお願いする。
- ・商業施設についても、集客イベント等の実施にあたり、人数制限等、感染防止対策の徹底をお願いする。
- ・また、偏見や差別の根絶について、仕事等やむを得ない理由で、県外から来県された方や、医療従事者の皆様、外国から帰国された方、外国人の方が、差別や偏見にさらされることのないよう、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでいただきたい。
- ・以上について、短期に集中して取り組み、感染拡大を抑えるため、令和3年4月20日から5月5日までを協力要請期間とする。
- ・なお、感染状況が早期に改善した場合は、期限を待たずに解除を行う。
- ・これらの要請に加えて、県として実施する対策についても取りまとめた。
- ・まず、「(1) 医療提供体制」として、医療機関の負担軽減を図るため、新たな宿泊療養施設の確保、宿泊療養体制を強化、一定の条件を満たす場合には、直接入所を可能とするなど、宿泊療養施設のさらなる活用を推進、重症患者受入体制の整備を依頼、ワクチン接種への支援、相談体制の整備について記載している。
- ・次に、「(2) まん延防止」として、変異株による感染拡大を防ぐため、早期に戦略的かつ機動的に検査できる体制の強化、クラスター発生時の早期介入、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについての変異株スクリーニング検査を実施、外国人住民への周知・啓発及び多言語支援について記載している。

- ・「(3) 事業者支援」として、新たに開業を予定している飲食店等や、クラスター発生リスクの高い施設を対象に、感染防止対策の現地確認および啓発を行う。
- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、事業者がさらに有効な対策を行えるよう、感染防止対策のアドバイザー派遣や必要な感染防止対策の取組支援実施について記載している。
- ・上記以外の資料として、国から発出された、まん延防止等重点措置に係る公示の通知及び基本的対処方針を参考に添付している。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について、質問等はあるか。
- (質疑なし)
- ・それでは、三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言の発出についてこのとおり決定する。

### 事項3 各部からの報告事項

(日沖危機管理統括監)

- ・事項3、各部局から報告等あればお願いしたい。
- (報告等なし)

### 事項4 知事指示事項

(日沖危機管理統括官)

- ・それでは次に知事から指示事項をお願いします。

(鈴木知事)

- ・重症者が急増しているという事は、緊急警戒宣言の冒頭にもあったように、県民の皆さんの命に直結する。重症者の方には、人員も設備も必要であり、これ以上重症者が増加すると、コロナ以外の医療にも影響が及びかねない状況である。
- ・また、第3波の際は、年末にかけて感染者数が下がっていたにもかかわらず、年末年始の移動を押しやめなかったために長期化した。今は下がっている局面ではないものの、今回は波を高く長くしないよう、しっかりと押しやめたい。
- ・この重症者の急増や第3波の教訓を踏まえ、県民の皆さんには大変心苦しいが、今回、緊急警戒宣言により、短期集中で対策に取り組むたい。各部局は、

このことを理解のうえで対応すること。

- ・ 指示事項は、次の8点である。
- ・ 1点目、今回発出の「緊急警戒宣言」の内容は、県民や事業者の皆様のご生活に大きく影響することから、早急かつ確実に県民・事業者の皆様にご周知すること。また、対策を講じる際には市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- ・ 2点目、県内で重症者が急増していることから、重症患者の受入について、各医療機関に対し引き続き体制整備について依頼を行うこと。また、医療機関の負担軽減を図るため、新たな宿泊療養施設を確保、宿泊療養施設へ直接入所を可能とするなど、さらなる活用を推進すること。さらに、医療機関との継続的な調整により、段階的に病床を追加すること。
- ・ 3点目、県内においても、感染力が強く、重症化しやすいと指摘されている変異株の感染者が増加している。引き続き変異株スクリーニング検査を行い、陽性者が確認された時は、迅速に感染拡大防止に努めるとともに、県民の不安を解消するよう速やかに情報提供を行うこと。また、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化すること。
- ・ 4点目、外国人住民の方々に対しては、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届かないということのないように、多言語での注意喚起など、様々なツールを用いて周知を行うこと。また、感染者発生時には通訳派遣なども含め迅速に対応し、感染者の不安解消及び感染拡大防止に努めること。
- ・ 5点目、県内でも感染者が増加し、クラスターも多数発生している。飲食の場に限らず、人が集まる施設はどこでも感染拡大の恐れがあることから、各部局においては改めて、所管する団体に対し、業種別ガイドラインの遵守や、感染防止対策の徹底について改めて周知すること。
- ・ 6点目、県独自の接触確認システムである「安心みえる LINE」は、不特定の来客があるような店舗では特に効果を発揮するものであることから、各部局においては、所管する団体に対し「安心みえる LINE」の積極的な活用をお願いすること。
- ・ 7点目、ワクチンについて、県民の皆様が安心して接種できるよう、引き続き、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と緊密に連携し、円滑な接種に向けた体制整備を進めるとともに、情報提供に努めること。
- ・ 8点目、感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。また、シトラスリボンプロ

ジェクトの趣旨に多くの県民の皆様に賛同いただき、取組の輪が広がるよう啓発に努めること。

(日沖危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応を行うこと。
- ・以上で第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を終了する。